

重要事項説明書

お客様に対するデイサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人江原恵明会
法人所在地	岡山県津山市津山口306番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 江原 秀国
電話番号	0868(23)5355

2. ご利用施設

施設の名称	赤磐市 あかまつ荘
施設の所在地	岡山県赤磐市塩木11
管理者名	神谷 薫
電話番号	086-954-0077

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	赤磐市 あかまつ荘は、老人福祉法、介護保険法その他関連法令を遵守し、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（予防給付相当通所介護）を通じてお客様の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的としております。
施設運営の方針	赤磐市 あかまつ荘は、【通所介護計画】に基づき、お客様が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行ってお客様の社会的孤立の解消及び心身機能の維持向上ならびにお客様のご家族様の身体的・精神的負担の軽減を図ってまいります。

4. 利用定員 1 単位 20 名

5. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

赤磐市旧吉井地区

赤磐市旧赤坂地区（大苧田、由津里、山口、東窪田及び西窪田を除く）

赤磐市旧熊山地区（酌田、岡、殿谷、佐古及び沢原）

美咲町旧柵原地区（高下、飯岡、王子、吉ヶ原、藤原、休石、久木、高城及び小瀬）

美作市旧英田地区（奥、福本、井口、三保原及び尾谷）

和気町旧佐伯地区（北山方、南山方、丸山、田土、及び岩戸を除く）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
受付時間	月～土	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
サービス提供時間	月～土	午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分
定休日	日 及び 12 月 31 日～翌年 1 月 3 日	

6. 職員の配置及び勤務体制

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業（予防給付相当通所介護）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	人数	常勤職員の勤務時間
管理者（兼務）	1 人	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 あかまつ荘看護職員が不在時は、 同法人の特別養護老人ホームより 兼務のかかっている看護職員が勤 務致します。
生活相談員（兼務）	1 人以上	
介護職員（兼務）	1 人以上	
看護職員（兼務）	1 人以上	
機能訓練指導員（兼務）	1 人以上	

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、お客様に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては介護保険給付の対象となるため、介護保険の給付を受けられる場合は、お客様の「介護保険負担割合証」に記載の割合を乗じた額をご負担いただきます。ただし、介護保険料の滞納などがある場合は全額負担となることなどがあります。また、他の制度の給付の対象となる場合は負担割合が異なることがあります。なお、食費は介護保険給付の対象とはなりません。

<サービスの概要>

① 食事介助（但し、食費は別途いただきます。）

・お客様の身体状況や嗜好に合わせ、栄養士の立てる献立により栄養バランスのとれた食事を提供します。また、必要に応じて食事介助を行います。

② 入浴

・自宅での入浴が困難な方に対し、心身状態に合わせ、浴槽により入浴介助を行います。また、衣類の着脱介助・身体への清拭・洗髪・洗身介助・その他必要な介助を行います。

③ 排泄

・プライバシーに配慮し、お客様の身体状態に応じて、排泄の誘導及び介助を行います。

④ 送迎

・心身状況や地理的条件に合わせ、専用車両にて送迎を実施します。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行います。

⑤ 機能訓練サービス

・お客様の心身状況に応じ、日常生活を送るのに必要な機能の回復または低下を防止するための運動や活性化を図る活動を実施します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書 第6条参照）*

以下のサービスは、利用料金全額をご契約者の負担となります。

① 食費 1日あたり610円

② レクリエーション、クラブ活動費

・お客様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加された場合に、材料代等の実費をいただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

・日常生活品の購入代金等、お客様の日常生活に要する費用でお客様にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

紙おしめ・紙パンツ・パット代 : 実費

④ 通常の事業実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎費用

通常の事業実施地域を超えた地点から片道5キロメートルごとに500円ご負担いただきます。

⑤ その他のサービス

・介護保険給付対象外のサービスについては実費をご負担いただきます。

<サービス利用料金の支払い>

お客様の要介護度に応じたサービス利用料金を利用月の翌月末までに預金口座振替又は現金によってお支払いいただきます。詳細は、別表1「料金表」をご覧ください。

8. 事故発生時の対応及び損害賠償

- (1) お客様が介護サービス利用中に、体調不良等でサービスの継続が困難となった時は、看護職員の指示を仰ぎ、速やかにご家族・主治医等に連絡を行うとともに必要な処置をいたします。また、事故等が発生した場合には、前述に併せ、市町村、居宅介護支援事業者及び介護予防通所介護支援事業者等に連絡を行います。
- (2) 事故発生の状況および事故に際して採った処置の内容は記録し保存いたします。
- (3) サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は誠意を持って速やかに対応いたします。

9. 緊急時等における対応方法

お客様が介護サービス利用中に、体調不良等でサービスの継続が困難となった時は、看護職員の指示を仰ぎ、速やかにご家族・主治医等に連絡を行うとともに、必要な処置をいたします。又、居宅介護支援事業者及び介護予防通所介護支援事業者に連絡を行います。

10. 非常災害対策

- (1) 風水害対策として早い段階から情報収集を行い、危険が及ぶ可能性が高いと判断された時は、ご家族へ連絡を取り早期にお送りする等の対応を行います。合わせて関係機関へも連絡を行います。
- (2) 地震発生時お客様の身の安全の確保に努め、揺れが収まった後、怪我の有無の確認を行い、屋外へ避難誘導を行います。又、ご家族へ連絡を取りご自宅もしくは避難所へ早期にお送りする等の対応を行います。合わせて関係機関へも連絡を行います。

1 1. 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	受付担当者：生活相談員 電 話：086-954-0077 受付時間：8：30～17：30（月～土）
-----------	---

1 2. 行政機関その他苦情受け付け機関

赤磐市 保健福祉部 介護保険課	所在地：赤磐市下市334 電 話：086-955-1116 受付時間：8：30～17：15
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地：岡山市桑田町17-5 電 話：086-223-8811 受付時間：8：30～12：00 13：00～17：00
岡山県運営適正化委員会 (岡山県社会福祉協議会内)	所在地：岡山市南方2丁目13-1 電 話：086-226-9400 受付時間：8：30～17：30
美作市 高齢者福祉課	所在地：美作市北山390-2 電 話：0868-75-3912 受付時間：8：30～17：15
美咲町役場 健康福祉課	所在地：久米郡美咲町原田1735 電 話：0868-66-1115 受付時間：8：30～17：15
和気町 健康福祉課	所在地：和気郡和気町尺所555 電 話：0869-93-1139 受付時間：8：30～17：15

1 3. 秘密の保持及び個人情報使用についての同意の確認

- (1) 事業者及び事業者の使用する者は、業務上知り得たお客様およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 従業者であった者が、業務上知り得たお客様およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことのない様、必要な措置を講じます。

- (3) 事業者は、必要な会議及びその他の福祉機関・介護保険機関・医療機関等との連絡調整において、お客様及びその家族に個人情報を用いることに関して同意を得た上で利用させていただきます。事業者は、お客様からの同意を得ない限り、他の事業者に対し、お客様の個人情報を提供いたしません。

1 4. 福祉サービスの第三者評価

第三者評価の実施状況

未実施